瑞宝中綬章を授けるの（東京大学名誉教授）　兒玉　徹
瑞宝小綬章を授けるの　阿部　隆
瑞宝双光章を授けるの（各通）　片峰日出男　野村　正司　花里　榮
瑞宝双光章を授けるの（各通）　木村　民男　佐藤　常美　代島　強
瑞宝単光章を授けるの（各通）（以上三月二十一日）（神奈川県警部）　對馬　伸一　山田　和敏
瑞宝中綬章を授けるの（九州大学名誉教授）　高島　良正
瑞宝小綬章を授けるの（各通）　檜垣　章　山根　敏春
瑞宝双光章を授けるの（各通）　二村　茂樹
瑞宝単光章を授けるの（各通）（以上三月二十二日）（静岡県公立学校長）　八幡　正信　横川　照夫
瑞宝双光章を授けるの（三月二十三日）　植木　義春

官庁報告

官庁事項

土地家屋調査士法第３条第２項第２号の規定に基づく認定を受けた者の公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第３条第２項第２号の規定に基づき民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者の氏名を次のとおり公告する。

令和８年３月30日　法務大臣　平口　洋

申請法務局　東京

申請番号	氏名	申請番号	氏名
1	馬場　清彦	2	成住　邦雄
3	岩﨑真美子	4	沖本　剛志
5	水沢　聡	6	小林　竜大
7	早川　任		

申請法務局　横浜

1	島田　博美	2	山本　竜海
3	重永　武	4	原　賢司
5	白土久美子	6	境　恵子
7	平賀　裕也	8	桜田**龍**之介
9	小坂　輝	10	西堀　俊輔
11	小田麻衣子		

申請法務局　さいたま

1	前川　彰	2	福鳩　常

申請法務局　千葉

1	吉良　亮一	2	成毛　省司
3	小野　浩	4	堤　晋哉
5	仲野　俊之	6	岡野　露徳
7	四方　佳奈	8	佐藤　方己

申請法務局　水戸

1	堀内　建斗		

申請法務局　前橋

1	角田　圭介		

申請法務局　静岡

1	原　国太郎	2	鈴木　孝幸
3	内田慎太郎	4	米澤　裕圖
5	山下　禎生		

申請法務局　長野

1	酒井　良明	2	加藤　一輝

申請法務局　大阪

1	高井　優一	2	南部　琢
3	高木　里佳	4	藤田　勝哉
5	東郷　裕規	6	板垣　改

申請法務局　京都

1	髙橋　翔	2	**西**尾　健太

申請法務局　神戸

1	黒越　慎司		

申請法務局　奈良

1	奥田　眞矢	2	生駒　奉文

申請法務局　和歌山

1	中畑　孝規		

申請法務局　名古屋

1	松田　明久	2	山口　武司
3	山上　篤志	4	鳥居隆志郎

申請法務局　岐阜

1	荒井　ジャステン優司		
2	髙橋　厚士		

申請法務局　福井

1	森下　篤郎		

申請法務局　広島

1	松野　正之	2	要田　勲
3	篠原　慈幸	4	北川　嵩大
5	金本　佳三	6	松浦　清文
7	中尾　雅寛	8	産本　元

申請法務局　山口

1	瀬口　蔵弘	2	松岡　達也

申請法務局　鳥取

1	井塚　晃聖		

申請法務局　福岡

2	小浦　一豪	3	上村　和広
4	**廣**池　邦子	5	釜谷　亮一
6	森川　敦貴	7	江藤　史明
8	水上　裕介	9	丸山　哲也
10	升永　亮介	11	園田　彬人

申請法務局　熊本

1	髙橋　弘司		

申請法務局　鹿児島

1	新地　生和		

申請法務局　仙台

1	木村　真也	2	佐々木信雄

申請法務局　福島

1	檜森　匠		

申請法務局　盛岡

1	吉田　宗史	2	千葉　昌敏

申請法務局　青森

1	古川　憲子		

申請法務局　札幌

1	矢吹　豪章		

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するここととしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線の名称　十四号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
東京都江戸川区松島一丁目二七〇〇番一から同区中央一丁目一一三八番六まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月三十一日

(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所